

総合戦略の基本構造

<最終形イメージ>

※国説明資料を基に作成

地方版総合戦略は、創生法第 9 条、第 10 条に基づき策定されます。当該条文では、地方版総合戦略の内容として、それぞれ第 2 項第 1 号～第 3 号で規定していますが、具体的には以下のような内容を盛り込むことが求められています。

1. 基本目標と基本的方向

各地方公共団体における人口の現状と将来の展望（「地方人口ビジョン」）を踏まえた上で、それぞれの地域の実情に応じながら、一定のまとまりの政策分野ごとに、戦略の基本目標を設定します。

その上で、この基本目標の達成に向けて、どのような政策を推進していくかを、基本的方向として記述します。

→資料 No.②「西東京市総合戦略（素案の作成に向けて）」のうち、「取組 柱のイメージ」(p8)に該当

2. 具体的な施策

前節で設定した政策分野ごとに、それぞれの地域の実情に応じながら計画期間（5 年間）のうちに実施する施策を検討し、盛り込みます。すべてが新規の施策である必要はなく、これまでに既に実施されてきている施策であって効果の高いものが含まれていても差し支えないとされています。

→資料 No.②「西東京市総合戦略（素案の作成に向けて）」のうち、「関連施策・事業」(p12～)に該当

3. 数値目標・重要業績評価指標（KPI）の設定

地方版総合戦略には、盛り込む政策分野ごとに 5 年後の基本目標を設定します。この基本目標には、行政活動そのものの結果（アウトプット）ではなく、その結果として住民にもたらされた便益（アウトカム）に関する数値目標を設定する必要があります。

また、各政策分野の下に盛り込む具体的な施策については、それぞれに対して、客観的な重要業績評価指標（KPI）を設定する必要があります。この重要業績評価指標（KPI）は、原則として、当該施策のアウトカムに関する指標を設定するものとします。なお、アウトカムに関する指標が設定できない場合には、アウトプットに関する指標を設定することも差し支えないとされています。

重要業績評価指標（KPI）とは：

Key Performance Indicator の略称。施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標をいう。

→本日の資料では未設定。本懇談会において、各基本目標及び方向性、取り組む施策について議論いただいた後、次回懇談会までに案を作成します。

以上を踏まえて、地方版総合戦略の骨格を具体的に例示すると、次ページのようになります。

取組 1：定住者、交流人口の増加のために、まちの魅力を高める

○取組 1 の基本的な方向性

(現案) 交流・定住を促進するために、評価の高い市内のみどりやアクセスのよさなどの多彩な地域資源を活用してまちの魅力をつくり、「住みたい」「訪れたい」「住み続けたい」気持ちを高める取組を進める。

数値目標	基準値	目標値 (H31)
第 4 回懇談会にて議論		

○講ずべき基本方向性

1-1. 地域資源の再評価と、多世代に評価されるまちの魅力の発信

交流・定住を促進するために、西東京市が、住宅都市としての魅力や強みのほか、商業や産業の集積都市、教育・学習都市などさまざまな面で魅力をもつ都市として認知されるよう、地域資源を再評価しつつ、多世代をターゲットとして、まちの魅力の発掘・発信に取り組む。

重要業績指標 (KPI)	基準値	目標値 (H31)
第 4 回懇談会にて議論		

<具体的な事業>

- ・ (既存) 「いこいな」を活用した地域振興及び地域の魅力発信……
- ・ (既存) まちの魅力向上事業の推進……
- ・ (新規) 多摩六都科学館の魅力向上…
- ・ (新規) 共同スポーツイベントの開催

1-2. 「まちなかの自然 (公園、農地、屋敷林等) が豊かである」イメージの維持

まちの魅力として評価されている「まちなかの自然が豊か」というイメージを守りつつ、魅力として高めるために、公園・景観・農地等のみどりの保全・活用を進めるとともに…… (以下略)